

議案第68号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第68号 大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明させていただきます。

資料の2ページをお願いします。

改正趣旨についてであります。令和8年2月13日付けで、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）における規定が改正されたことを受け、大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についても同省令と同様の改正を行うものでございます。

資料の3ページをお願いします。

改正内容についてであります。児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の一部の施行に伴い、満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたことにより、当該事業の基準を加えるものであります。

具体的には、満3歳以上限定小規模保育事業が連携協力を行う保育所等の確保を適切に行うことや、満3歳以上限定小規模保育事業の設備及び職員の基準などを規定したものであります。

施行期日は、令和8年4月1日からの施行を予定しており、改正箇所については、4ページ以降に記載のとおりです。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。